

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成十七年六月十七日

岡山県知事 石 井 正 弘

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 マルイ志戸部店

所在地 津山市林田一六〇ー八

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 株式会社マルイ

住所 津山市一方二二八

代表者の氏名 代表取締役 松田 欣也

3 変更事項

(変更前)

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻 午前十時

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻 午後十時

(3) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前九時三十分から午後十時三十分まで

(変更後)

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻 午前九時

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻 午前〇時

(3) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前八時三十分から午前〇時三十分まで

4 変更年月日

平成十七年六月二十日

二 届出年月日

平成十七年六月十日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

平成十七年六月十七日から平成十七年十月十七日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課及び津山市産業経済部商工観光課